

田辺市業務継続計画



令和4年3月
田 辺 市

目 次

I	総則	4
1	基本的な考え方	4
①	業務継続計画策定の目的	4
②	業務継続計画の概要	4
③	地域防災計画との関係	5
④	受援計画との関係	7
⑤	事前復興計画との関係	7
⑥	計画の効果	8
⑦	時間区分の設定	9
2	業務継続計画の発動及び運用	10
①	発動の決定	10
②	発動時の対応	10
③	発動の解除	10
II	被害想定	11
1	想定する災害	11
2	想定する地震	11
3	被害状況の想定	12
①	田辺市地域防災計画による被害想定	13
②	震度予測図	15
③	液状化危険度予測図	16
④	津波浸水想定区域図	17
4	本庁舎・行政局の被害状況の想定	18
①	本庁舎の被害状況の想定	18
②	各行政局の被害想定	19
5	本庁舎と各行政局間の主要道路の被害状況の想定	21
6	災害対策本部及び支部の代替場所の想定	22
①	職員の参集及び避難の判断基準	22
②	災害対策本部室の代替場所及び移設の判断基準	22
③	支部の代替場所の想定及び移設の判断基準	23
III	非常時優先業務	24
1	発災に伴い対応が必要となる業務	24
2	非常時優先業務の考え方	26
①	非常時優先業務設定の必要性	26

② 非常時優先業務の抽出.....	27
③ 非常時優先業務を抽出する際の基本的な考え方.....	27
3 非常時優先業務（時間区分ごとの基本的な考え方）.....	29
第1フェーズ.....	29
第2フェーズ.....	29
第3フェーズ.....	30
第4フェーズ.....	30
第5フェーズ.....	31
第6フェーズ.....	31
4 各部の非常時優先業務.....	32
5 非常時優先業務の実施.....	32
① 非常時優先業務体制における職員の再配置.....	32
② 市民への広報.....	32
IV 業務継続計画の現状と対応策.....	33
1 人的資源の確保.....	33
① 非常時優先業務体制における職員の参集基準.....	33
② 参集可能人数の設定.....	33
③ 対応策.....	34
2 業務執行環境の確保.....	35
① 庁舎.....	35
② 通信手段.....	37
③ 文書（データ）.....	37
④ 重要道路.....	38
⑤ 搬送.....	38
⑥ 資機材・用品等の確保.....	38
⑦ 非常用電力（非常用自家発電設備）.....	39
⑧ 執務環境.....	41
⑨ 食料・飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄.....	41
V 実効性のある業務継続計画のための取組.....	42
1 業務継続計画の継続的な改善.....	42
2 訓練等.....	43

資料編

非常時優先業務リスト.....	資料
-----------------	----

I 総則

1 基本的な考え方

① 業務継続計画策定の目的

大規模な災害が発生した場合、市は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。

しかしながら、東日本大震災をはじめとする過去の災害では、特に、庁舎・職員が被災した市町村において、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、災害時の対応に支障を来した事例が多く発生した。

南海トラフでマグニチュード8～9級の大地震が今後30年以内に起きる確率が70～80%程度といわれている中、市においても大規模災害の発生に備えることが極めて重要なものとなっている。

「田辺市業務継続計画」は、大規模災害の発生により市役所機能の低下が見込まれる中であっても、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするよう、迅速に災害対応業務を開始するとともに、最低限の行政サービスを維持しつつ、可能な限り早期に通常業務を復旧させることを目的として策定する。

② 業務継続計画の概要

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、市が、人、物、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、地域防災計画に定められた災害応急対策業務（り災証明に関することなど早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務を含む。）及び災害時においても優先度の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な人、物、情報及びライフライン等の確保等に関することをあらかじめ定め、職員が地震等による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

(1) 本計画の策定方針

本計画は、田辺市地域防災計画、田辺市災害受援計画及び田辺市事前復興計画との整合性を図るとともに、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月内閣府）」（以下「内閣府手引き」という。）における「必ず定めるべき特に業務継続上重要な6要素」（注-1）を含め策定するものとする。

(2) 計画期間

本計画の対象期間は、通常業務への移行や地域の主要産業の復旧等、受援計画との整合性を図ることから災害発生後 1 か月までとする。

(3) 対象組織

本計画の対象組織は、市長（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）部局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、消防本部及び議会事務局とする。

(4) 本計画の対象業務（非常時優先業務）

本計画で対象とする業務は、「災害応急対策業務」、「優先度の高い復旧業務」及び「優先度の高い通常業務」とする。

「災害応急対策業務」及び「優先度の高い復旧業務」については、本計画が災害発生後 1 か月までを対象期間としていることから、災害発生 1 か月後以降から実施する業務は対象に含めない。

「優先度の高い通常業務」は、全ての通常業務のうち、災害発生時においても中止することなく継続する必要がある通常業務及び一度中止するものの 1 か月以内に再開する必要がある優先度の高い通常業務をいう。

③ 地域防災計画との関係

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市町村の防災会議が作成する法定計画であり、想定される地震災害等から市民の生命・身体・財産及び経済活動等を守るため、市や防災関係機関等が、災害予防、応急対策及び復興対策に関し、実施すべき業務について定めたものである。

本計画は、被災による行政機能の低下や、少ない参集職員、限られた資源を前提として、市の運営に関し、優先すべき業務（非常時優先業務）等を定めた計画である。

地域防災計画と本計画との相違点は、別表第 1 及び別表第 2 のとおりである。

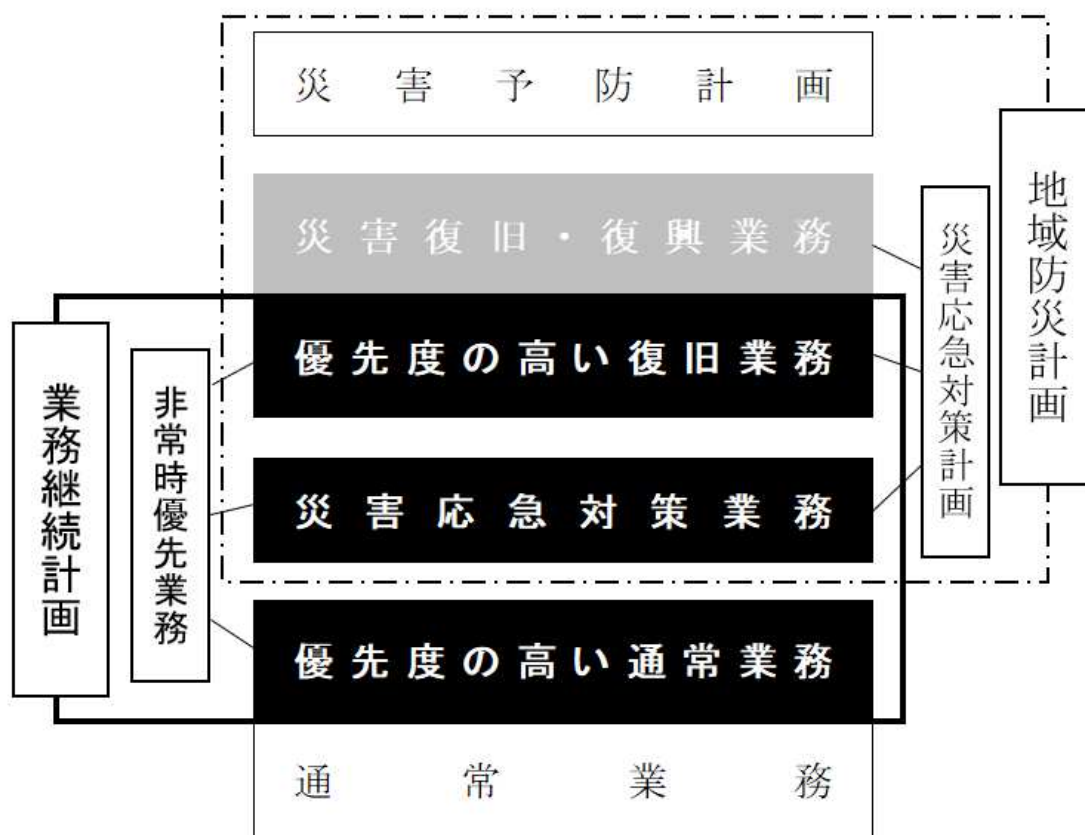
注- 1 ．業務継続上重要な 6 要素 （内閣府手引きより）

- ① 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- ② 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ③ 電気、業務を遂行する職員等のための水、食料等の確保
- ④ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- ⑤ 重要な行政データのバックアップ
- ⑥ 非常時優先業務の整理

別表第1 地域防災計画と業務継続計画の比較

		地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨		市域における災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を、目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
法的根拠		災害対策基本法第42条	なし
上位計画		・ 防災基本計画 ・ 和歌山県地域防災計画	なし (関連計画：地域防災計画)
実施主体		・ 田辺市 ・ 防災関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、自衛隊、指定地方公共機関等） ・ 自主防災組織、自治会等 ・ 市民 ・ 事業者	田辺市
前提	リスク	・ 市全域への影響を想定 ・ 市役所の被害は想定しない	市役所の被害を想定
	行政機能の低下 職員の不足	特に考慮しない	庁舎、職員、電力、通信、システム等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定
内容	期 間	予防～応急～復旧・復興	災害発生から1か月
	対象業務	災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を対象	非常時優先業務を対象
	視 点	被災した市民や事業者を支援するための対策を定めている	災害対応を円滑に行うための市役所内部の対策を定めている

別表第2 地域防災計画と業務継続計画における業務の範囲



④ 受援計画との関係

受援計画とは、大規模災害発生時において、他の自治体や外部機関等からの支援を円滑かつ効果的に受けることができるよう、事前に外部からの支援を要する業務や支援の受入れ体制等を具体的に定めるものであり、本計画と密接に関係することから、本計画策定時はもとより、見直し時においても整合性を図るものとする。

⑤ 事前復興計画との関係

事前復興計画とは、大規模災害発生後、速やかに復旧復興するため、復興計画を事前に策定しておくものであり、本計画との関係性を検討の上、本計画の策定時はもとより見直し時においても整合性を図るものとする。

⑥ 計画の効果

大規模な災害等が発生すると、市の業務量は急激に増加し、極めて膨大な量となる。（別表第3）

特に、発災直後から非常に短い期間の中で被害状況の確認など膨大な応急業務が発生するため、行政機関として機能不全に陥るおそれがある。しかし、混乱が生じる中であっても、膨大な業務を迅速かつ的確に処理することが求められる。

本計画を策定し、必要な措置を講じることにより、以下の効果が期待できる。（別表第4）

(1) 業務立ち上げ時間の短縮

あらかじめ非常時優先業務について、時系列ごとの整理、指揮命令系統の明確化、職員研修及び訓練による災害対応能力の向上等を図ることにより、業務立ち上げ時間の短縮を図ることができる。

(2) 発災直後の業務レベルの向上

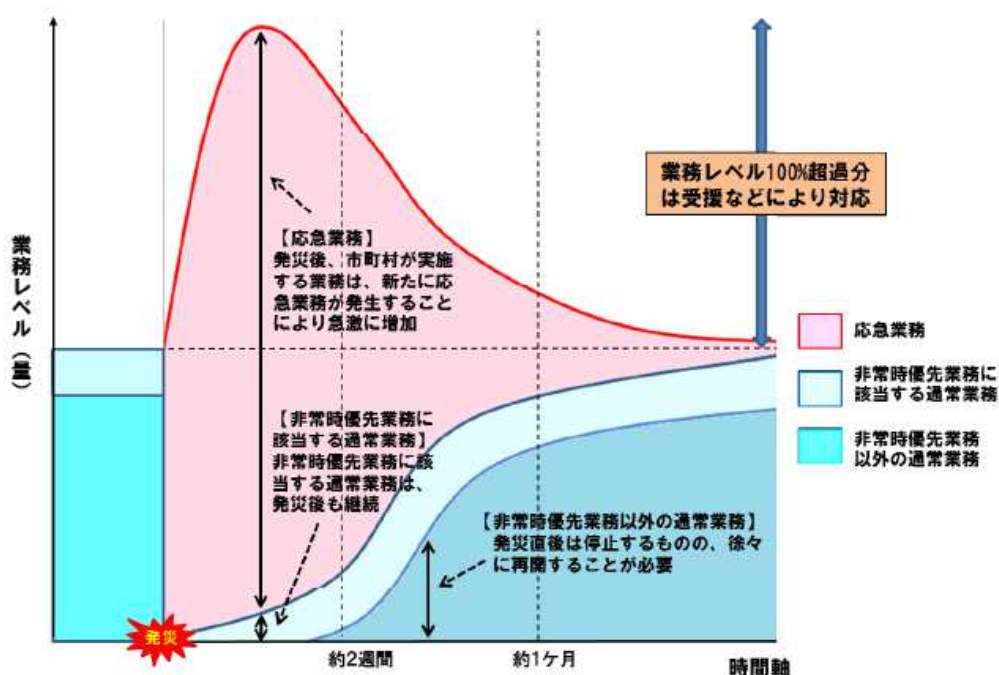
庁舎等市関連施設の被災予測、代替施設の事前検討、執務室の書棚等の転倒防止、非常用燃料・通信手段の確保等業務実施に当たっての環境整備を進めることにより、実施する業務レベルの向上を図ることができる。

(3) 災害対応業務のために必要なマンパワーの整理

膨大な災害対応業務の実施のために必要なマンパワーについて、時系列に応じた整理を図ることが可能となる。

別表第3 発災後に実施する市町村が実施する業務の推移

（内閣府手引きより）



別表第4 発災後に実施する市町村が実施する業務の推移

(内閣府手引きより)

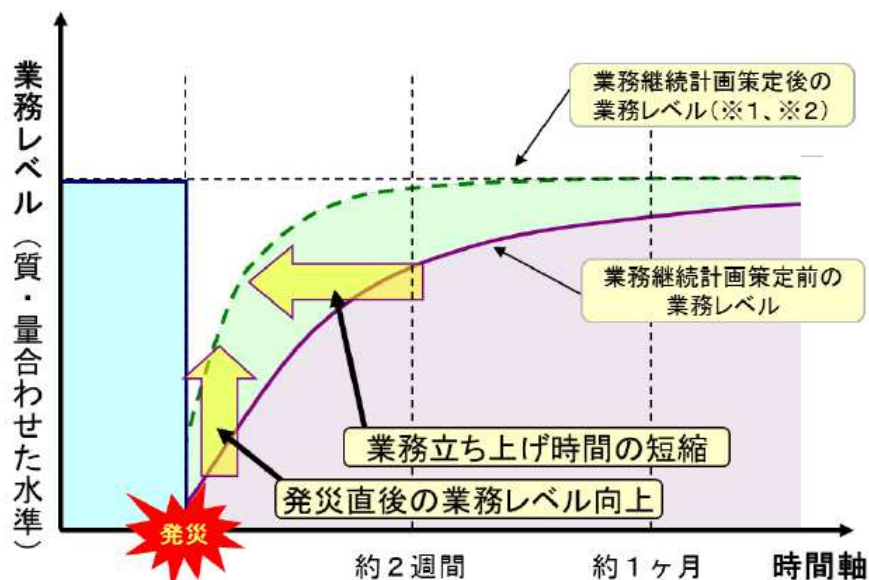


図1-4 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図

※1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

⑦ 時間区分の設定

本計画については発災後1か月を計画対象期間としているが、人員・資源が著しく不足することが予想される発災直後から復旧期までのそれぞれの段階において、非常時優先業務をより明確にするため、以下の6フェーズ(局面)に分類する。

フェーズ	時間区分	区分
第1フェーズ	地震発生から6時間まで	初動期
第2フェーズ	6時間後から24時間まで	
第3フェーズ	24時間後から72時間まで	応急期
第4フェーズ	72時間後から1週間まで	
第5フェーズ	1週間後から2週間まで	復旧期
第6フェーズ	2週間後から1か月まで	

2 業務継続計画の発動及び運用

① 発動の決定

本計画を発動する時期について、次のとおり設定する。

- (1) 「市内で震度 6 弱以上の地震が発生」した場合は、本計画を自動的に発動する。（南海トラフ巨大地震予想震度 6 弱～7）」
- (2) 「田辺市地域防災計画」で定める基準（注-2）に基づき、災害対策本部が設置された場合は、本部会議で発動について検討する。
- (3) 前 2 号の規定によるもののほか、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたときに発動する。本部長が発動することが困難な場合は、「田辺市地域防災計画」で定める職務代理者が発動する。（注-3）

注-2 災害対策本部の設置基準 （田辺市地域防災計画 3-24）

- ア 地震が発生し、市内で震度 5 弱以上を観測したとき
- イ 和歌山県に大津波警報が発表されたとき
- ウ 災害救助法の適用を必要とする災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合において市長が必要と認めたとき

注-3 指揮命令系統の確立 （田辺市地域防災計画 3-25）

本部長に事故があるときは、副市長（2 名）、教育長、危機管理局長の順位で、また、支部長に事故があるときは、総務課長、産業建設課長、住民福祉課長、教育事務所長の順位により指揮をとる。

② 発動時の対応

本計画を発動した場合は、通常の業務を一時的に中断し、「災害応急対策業務」、「優先度の高い復旧業務」及び「優先度の高い通常業務」を継続する。

③ 発動の解除

本部長は、本計画の発動の必要がなくなつたと判断したとき、本計画の発動を解除するものとする。

Ⅱ 被害想定

1 想定する災害

「田辺市地域防災計画」の前提となる災害は、中央防災会議2003年モデルによる「東海・東南海・南海3連動地震」及び内閣府2012年モデルの陸側ケース（地震）とケース3（津波）による「南海トラフ巨大地震」によって、平成25・26年度に和歌山県が行った予測に基づき想定されている。

また、内閣府手引きでは、想定する危機事象は、「「本庁舎が最も被害を受ける災害」を想定することが望ましい。また、都道府県や面積の大きい一部の市町村は、「本庁舎が最も被害を受ける災害」以外に、「本庁舎の被害は少ないが、出先機関等も含め地域全体が被害を受ける災害（例：海溝型地震）」も想定対象となりえることから、想定災害は、各地方公共団体の実情に応じた災害を想定することが望まれる。」とされている。

これらのことから、本計画作成の前提となる災害は、地域全体に大きな被害を及ぼすことが想定される地震とする。

2 想定する地震

「田辺市地域防災計画」では、和歌山県が東日本大震災の教訓を生かし、中央防災会議での検討を参考に、将来、発生が予想される南海トラフ地震による被害の予測、災害シナリオの作成及び地震防災対策の検討を行うために作成した「平成24年度・平成25年度 和歌山県地震被害想定調査報告書（平成26年3月）」に基づき、約100年周期で発生すると想定されているマグニチュード8クラスの「東海・東南海・南海3連動地震」と、千年に一度、一万年に一度と想定されているマグニチュード9クラスの「南海トラフ巨大地震」の震度、津波の浸水等を基に、人的被害、建物被害等を想定している。

本計画は、「田辺市地域防災計画」において、最も広く大きい災害を及ぼす可能性のある「南海トラフ巨大地震」を想定し作成する。

3 被害状況の想定

本計画は、「田辺市地域防災計画」において、最も広く大きい災害を及ぼす可能性のある「南海トラフ巨大地震（地震：陸側ケース 津波：ケース③） 冬 18時 風速 8 mのケース」を想定し作成する。

また、「田辺市地域防災計画」と同様、人的被害は要避難者の35%が直接避難したケースとする。ただし、避難者数予測及び必要物資数量は、夏12時 風速 4 m 全員直接避難のケースを想定する。

このことから、参集職員数については、次のとおりとする。（時間帯が18時であることから、業務時間外を想定したものである。）

- (1) 発災時から72時間まで 職員の44%

※ 被害想定における全壊棟数と半壊棟数が全棟数の56%となることから職員も同様に被災するものとして想定

- (2) 発災時72時間後から 1 週間まで 職員の60%

※ (1)と(3)の中間値を想定

- (3) 発災後 1 週間から 職員の80%

※ 被害想定における死者数と重傷者数が人口の20%となることから職員も同様に被災するものとして想定

① 田辺市地域防災計画による被害想定

想定地震			巨大地震
地震の規模			Mw9.1
想定震度			7～6弱
建物被害	揺れによる全壊棟数		10,100 (18%)
	津波による全壊棟数		11,600 (21%)
	焼失棟数		630 (1%)
	全壊棟数計		22,300 (41%)
	半壊棟数計		8,200 (15%)
人的被害	建物倒壊による死者数		360 (0.4%)
	津波による死者数		15,200 (19%)
	火災による死者数		21 (0%)
	死者数計		15,600 (19%)
	重傷者数計		930 (1%)
	軽傷者数計		2,600 (3%)
	閉込者数計		67 (0.1%)
上水道被害	管被害箇所数		3,800
	断水人口	発災直後	75,200 (100%)
		1日後	72,000 (95%)
		1週間後	36,000 (48%)
		1ヶ月後	31,600 (42%)
下水道被害	下水道支障人口	発災直後	3,600 (37%)
		1日後	2,800 (29%)
		1週間後	2,000 (20%)
		1ヶ月後	310 (3%)
電力	停電軒数	1日後	32,600 (100%)
		4日後	25,100 (77%)
		1週間後	25,100 (77%)
		1ヶ月後	25,100 (77%)
固定電話	不通回線	発災直後	25,700 (100%)
		1日後	25,700 (100%)
		1週間後	19,800 (77%)
		1ヶ月後	19,800 (77%)
携帯電話	不通ランク	発災直後	A (非常につながりにくい)
		1日後	A (非常につながりにくい)
		1週間後	A (非常につながりにくい)
		1ヶ月後	A (非常につながりにくい)

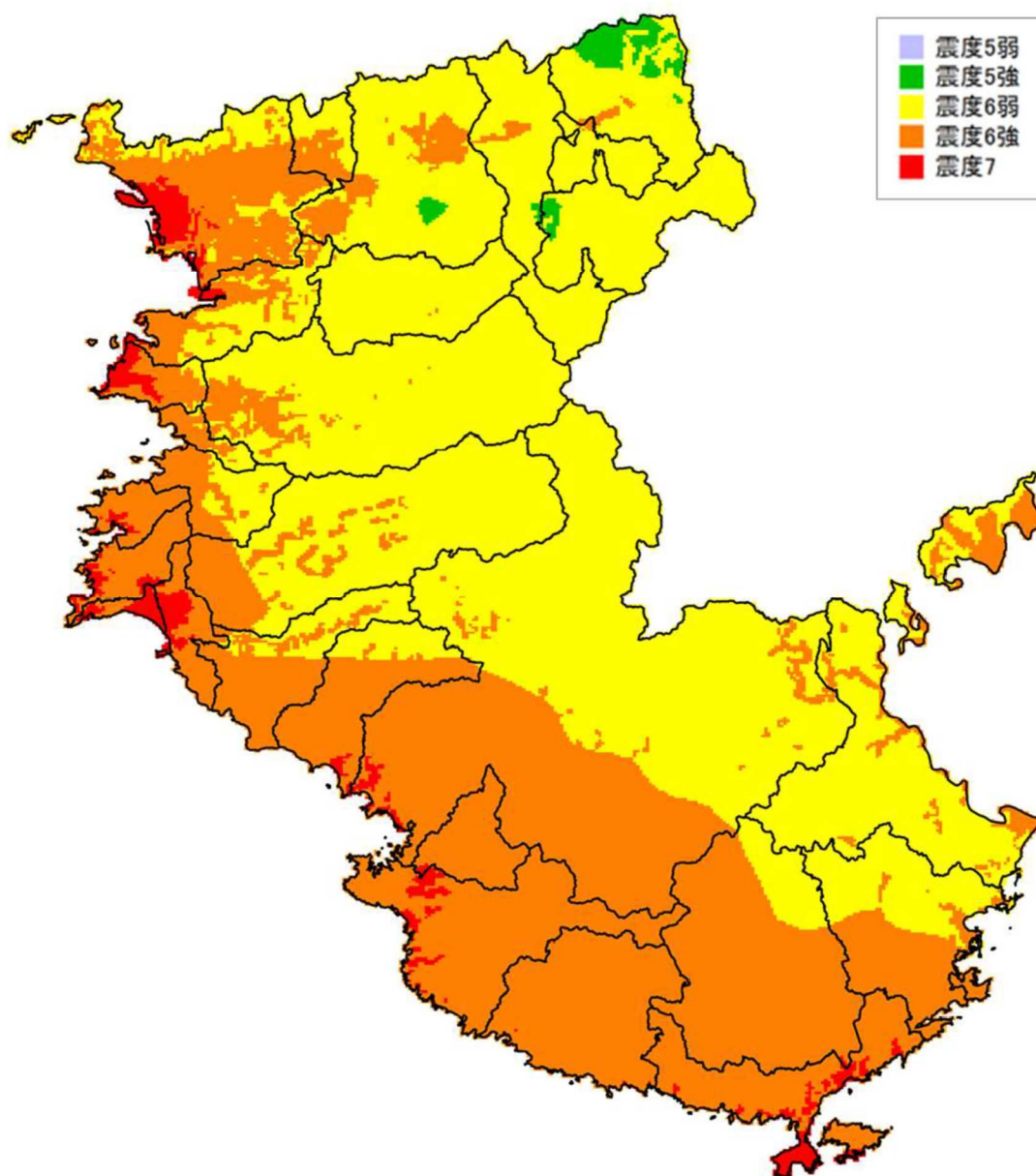
想定地震			巨大地震
地震の規模			Mw9.1
地震の影響を受ける道路の区間延長 (km)	揺れ(震度)の大きな区間	震度 7	13 (3%)
		震度 6 強	285 (59%)
		震度 6 弱	184 (38%)
	津波浸水深 30 cm 以上		38 (8%)
	液状化危険度大の区間	P L 値 15~30	47 (10%)
		PL 値 30~	35 (7%)
地震の影響を受ける鉄道の区間延長 (km)	揺れ(震度)の大きな区間	震度 7	1 (11%)
		震度 6 強	8 (89%)
		震度 6 弱	0 (0%)
	津波浸水深 30 cm 以上		9 (100%)
	液状化危険度大の区間	P L 値 15~30	3 (33%)
		P L 値 30~	1 (11%)
地震の影響を受けると予想されるヘリコプター発着予定地	揺れ(震度)の大きな区間	震度 7	2 (7%)
		震度 6 強	15 (54%)
		震度 6 弱	11 (39%)
	津波浸水深 30 cm 以上		2 (7%)
	液状化危険度大の区間	P L 値 15~30	0 (0%)
		P L 値 30~	5 (18%)
避難者数	避難所に避難する者	1 日後	31,200 (39%)
		1 週間後	24,700 (31%)
		1 ヶ月後	13,300 (17%)
	避難所外生活者	1 日後	15,900 (20%)
		1 週間後	6,200 (8%)
		1 ヶ月後	31,000 (39%)
帰宅困難者数			11,800
必要物資数量	1 日後～3 日後	食料(食/3 日間)	336,800
		飲料水(リットル/3 日間)	647,200
	4 日後～7 日後	食料(食/3 日間)	355,600
		飲料水(リットル/3 日間)	755,100
	毛布 (枚)		62,400
津波堆積物 (t)			251,000～532,000
災害廃棄物		可燃物 (t)	371,000
		不燃物 (t)	1,474,000
要援護者施設等の津波浸水予測			61 施設

※ 冬 18 時 風速 8 m のケース (人的被害は、要避難者の 35% が直接避難したケース)

ただし、避難者数予測、必要物資数量は、夏 12 時、風速 4 m ・ 全員直接避難のケース

② 震度予測図

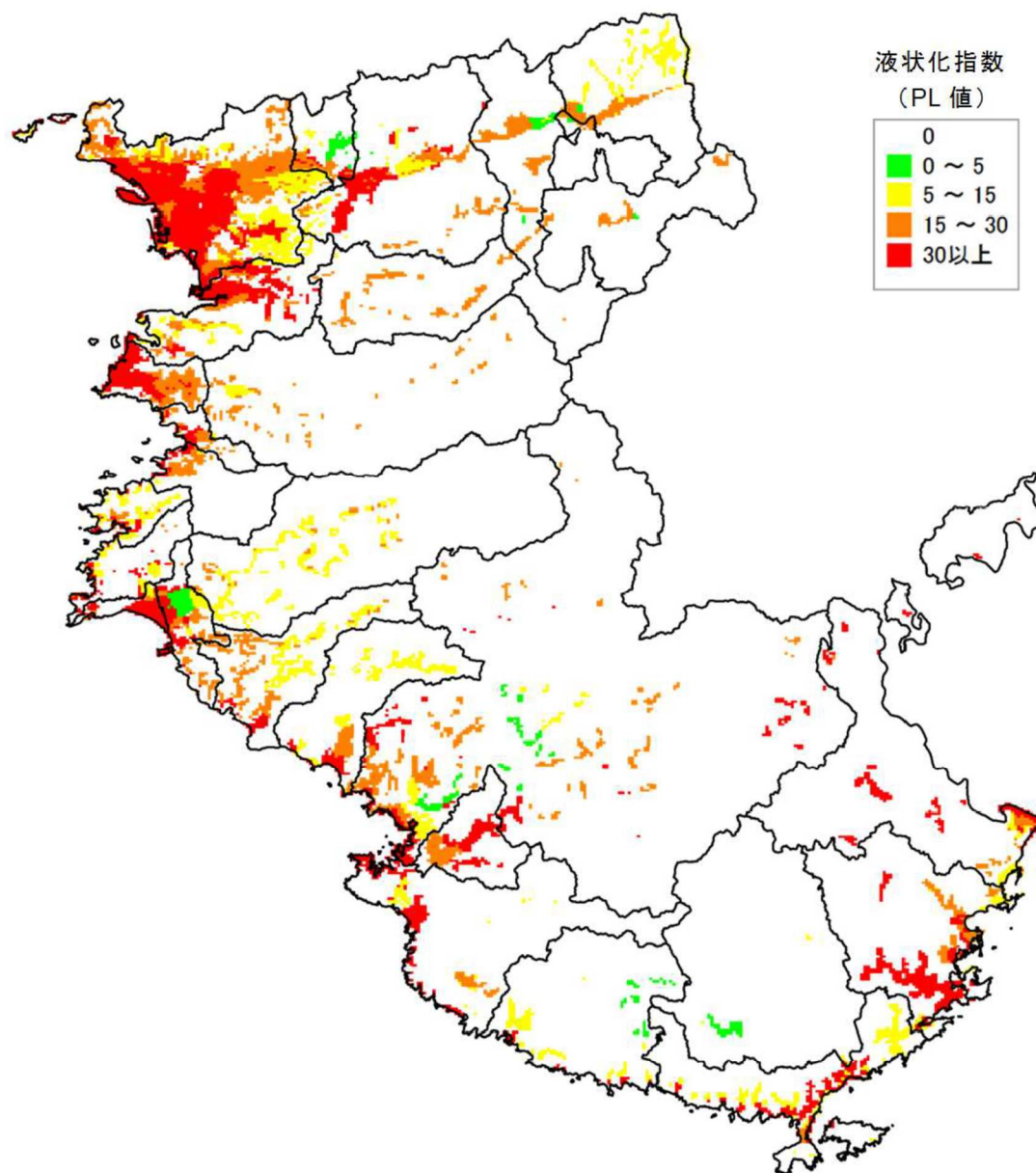
【南海トラフ巨大地震】



「平成24年度・平成25年度 和歌山県地震被害想定調査報告書」より

③ 液状化危険度予測図

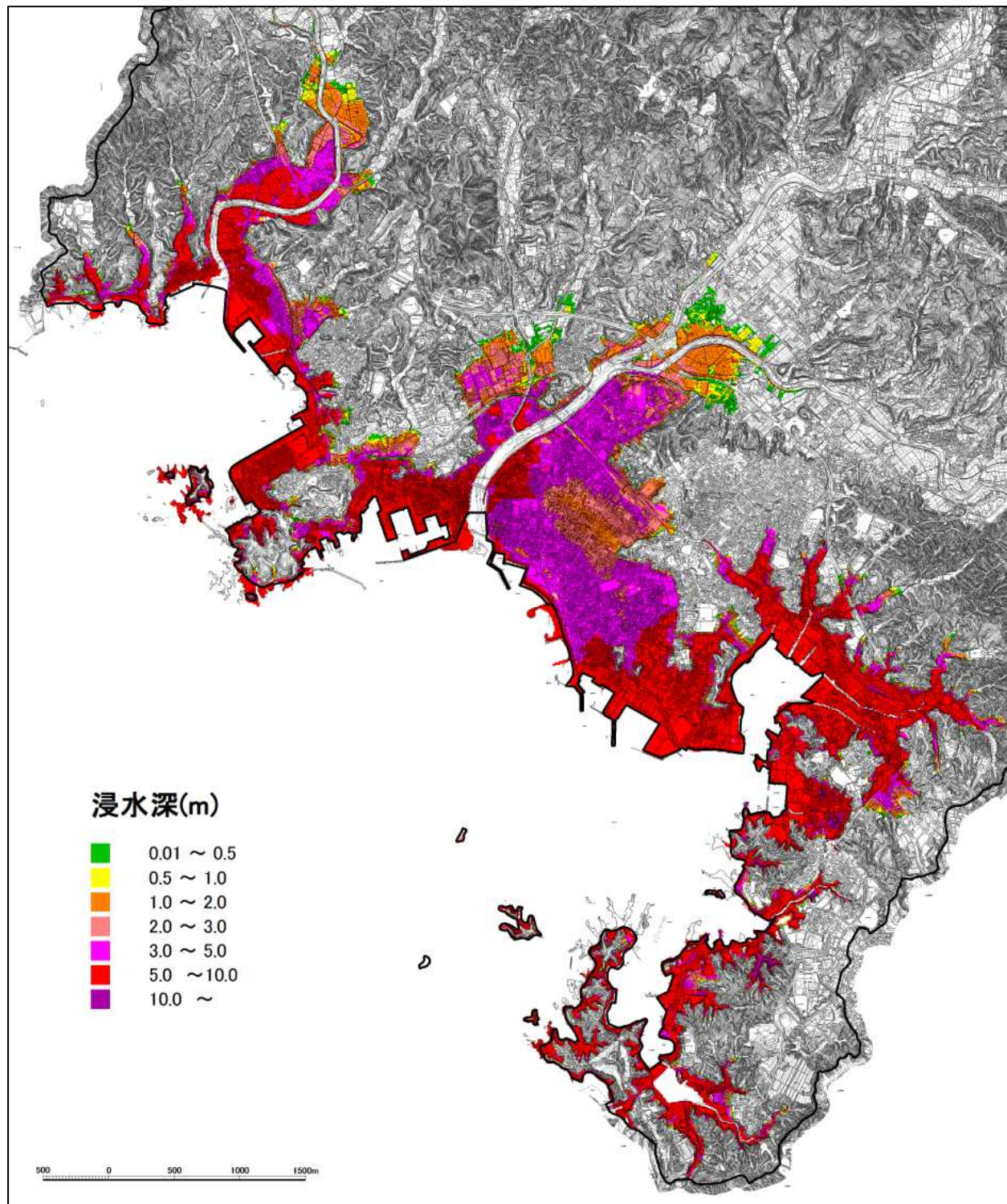
【南海トラフ巨大地震】



※ 液状化危険度は、液状化指数が 15 以上で大きく、5 以上で中程度、0 以上 5 未満の場合は小さい。また、0 の場合は液状化しない。

「平成24年度・平成25年度 和歌山県地震被害想定調査報告書」より

④ 津波浸水想定区域図



「田辺市津波避難困難地域解消計画 令和2年2月改訂」より

4 本庁舎・行政局の被害状況の想定

① 本庁舎の被害状況の想定

本庁舎の被害想定は、以下のとおりとする。

項目	被害状況
建物	- 倒壊のおそれあり（本庁舎及び第2別館）。内部は物品等が散乱、立入り困難 - 津波による浸水やがれきの散乱により、出入り自体が困難
電力	- 発災直後から断線等により外部からの電力が中断 - 建物の被害により受電設備が損壊した場合、通電再開後においても使用できないおそれあり。 - 津波により、受電設備及び非常用自家発電設備が浸水し、使用不可
固定電話	- 地震を受け、通常回線は不通。災害時優先電話回線のみ発信可。建物の被害により電話交換設備が損壊した場合は、いずれも使用不可 - 津波により、電話交換設備等が浸水し、使用不可
携帯電話	発災直後から計画期間を通して非常につながりにくい状況が継続
上水道	発災後から断水。津波による浸水被害もあり、復旧の見通し不明
浄化槽	- 停電により使用不可 - 津波による浸水により使用不可
公用車	- 建物の損壊により、車庫の車両については使用不可 - 津波による浸水により使用不可



<参考> 現庁舎付近の南海トラフ巨大地震の津波浸水イメージ（地上高+3.7m想定）

※ 新庁舎移転後

項目	被害状況
建物	・ 免震構造であり、揺れが制限されるため倒壊や物品散乱のおそれはなく、業務継続が可能
電力	・ 発災直後から断線等により外部からの電力が中断 （２回線受電により、電力中断の可能性を低減） ・ 非常用自家発電設備により、発災直後から業務継続可能
固定電話	・ 地震を受け、通常回線は不通。災害時優先電話回線のみ発信可
携帯電話	・ 発災直後から計画期間を通して非常につながりにくい状況が継続
上水道	・ 発災後１週間程度断水
浄化槽	・ 自家発電設備により使用可
公用車	・ 使用可能

② 各行政局の被害想定

各行政局庁舎については、いずれも耐震基準を満たしており、津波の想定浸水域外にある。

そうした中で、機能の被害想定は、以下のとおりとする。

（龍神行政局）

項目	被害状況
建物	・ 躯体の一部にひびが入ったり、天井・ガラスなどの損傷、固定していない什器が転倒したりするおそれがあり
電力	・ 発災直後から断線等により外部からの電力が中断 ・ 自家発電設備により、最低限度の電力は確保
固定電話	・ 地震を受け、通常回線は不通。災害時優先電話回線のみ発信可
携帯電話	・ 発災直後から計画期間を通して非常につながりにくい状況が継続
上水道	・ 発災後１週間程度断水
浄化槽	・ 使用不可
公用車	・ 使用可能

（中辺路行政局）

項目	被害状況
建物	・ 躯体の一部にひびが入ったり、天井・ガラスなどの損傷、固定していない什器が転倒したりするおそれがあり
電力	・ 発災直後から断線等により外部からの電力が中断 ・ 自家発電設備により、最低限度の電力は確保
固定電話	・ 地震を受け、通常回線は不通。災害時優先電話回線のみ発信可
携帯電話	・ 発災直後から計画期間を通して非常につながりにくい状況が継続
上水道	・ 発災後１週間程度断水
浄化槽	・ 自家発電機により使用可
公用車	・ 使用可能

(大塔行政局)

項目	被害状況
建物	・ 躯体の一部にひびが入ったり、天井・ガラスなどの損傷、固定していない什器が転倒したりするおそれがあり。
電力	・ 発災直後から断線等により外部からの電力が中断 ・ 自家発電設備により、最低限度の電力は確保
固定電話	・ 地震を受け、通常回線は不通。災害時優先電話回線のみ発信可
携帯電話	・ 発災直後から計画期間を通して非常につながりにくい状況が継続
上水道	・ 発災後 1 週間程度断水
浄化槽	・ 自家発電機に接続されていないので数日後に使用不可
公用車	・ 使用可能

(本宮行政局)

項目	被害状況
建物	・ 躯体の一部にひびが入ったり、天井・ガラスなどの損傷、固定していない什器が転倒したりするおそれあり。
電力	・ 発災直後から断線等により外部からの電力が中断 ・ 自家発電設備により、最低限度の電力は確保
固定電話	・ 地震を受け、通常回線は不通。災害時優先電話回線のみ発信可
携帯電話	・ 発災直後から計画期間を通して非常につながりにくい状況が継続
上水道	・ 発災後 1 週間程度断水
浄化槽	・ 自家発電機により使用可
公用車	・ 使用可能

5 本庁舎と各行政局間の主要道路の被害状況の想定

気象庁「震度階級関連表」震度6弱から7までの地震による地盤や斜面等への影響は、次のとおりであり、本庁舎と各行政局間の主要道路にも相当の被害が発生することが予想される。このことから、発災直後から72時間までの間については、本庁舎と各行政局間の移動はできないものと想定する

震度	地盤の状況	斜面等の状況
6弱	地割れが生じることがある	がけ崩れや地すべりが発生することがある
6強	大きな地割れが生じることがある	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある
7		

(気象庁「震度階級関連解説表」より抜粋)

6 災害対策本部及び支部の代替場所の想定

① 職員の参集及び避難の判断基準

「南海トラフを震源とした巨大地震発生時の災害対策本部設置に係る職員参集等ガイドライン（本庁管内）」（以下「ガイドライン」という。）では、「これまで経験したことがないような強く長い揺れを感じたとき」において、業務時間内は「地震の揺れから身の安全を確保したのち、来庁者を誘導し、紀南文化会館の上階層（4階以上）に避難する」こととするなど、職員の参集等に関する考え方を示しており、それに基づき対応をするものとする。

② 災害対策本部の代替場所及び移設の判断基準

ガイドラインにおいては、津波警報等が発表された場合であって、建物の使用が可能な場合は、紀南文化会館4階又は別館3階に、津波警報の解除後又は津波のおそれがないときは、安全を確認した後、消防庁舎に、災害対策本部を移設することとしている。

なお、現庁舎については、地震・津波いずれのリスクにも耐えられず、更に公用車についても被災をする想定であるため、新庁舎に移転する前に被災した場合は、徒歩により代替施設に移動する計画とする。

新庁舎については、免震構造であることから、本計画で想定する南海トラフ巨大地震が発生後も使用に耐えうるものとするが、何らかの事由により、使用できなくなった場合については、上記と同様の対応を行うものとする。

③ 支部の代替場所の想定及び移設の判断基準

「田辺市地域防災計画」において、「支部は各行政局会議室に設置するものとする。」とされている。

各支部については、何らかの原因により各行政局庁舎が使用できない場合、代替施設において設置するものとする。

	リスク	代替施設	代替施設の課題
龍神行政局	土砂災害警戒区域（土石流）に指定	龍神市民センター	土砂災害警戒区域（土石流）に指定。非常時の通信手段、非常用電源、執務環境等に課題あり
中辺路行政局	土砂災害警戒区域（土石流）に指定	①中辺路コミュニティセンター ②中辺路保健センター・福祉センター	通信手段、非常用電源、執務環境等に課題あり
大塔行政局	急傾斜崩壊地域に含まれている	大塔健康プラザ	通信手段、非常用電力、執務環境等に問題あり
本宮行政局	洪水浸水被害を受け る可能性あり	本宮中学校	指定避難施設であること、 また、施設の規模、通信手段、非常用電源、執務環境等に問題あり

Ⅲ 非常時優先業務

1 発災に伴い対応が必要となる業務

南海トラフ巨大地震による被害が発生した場合は、「田辺市地域防災計画 第3編 災害応急対策計画」に基づき、被災者救助対策活動などの災害応急対策業務及び優先度の高い復旧応急対策活動（以下これらを「緊急業務」という。）を行うほか、これらの業務に付随する通常業務及び災害時においても優先的に実施する必要のある通常業務を実施する。対応すべき主な業務は、別表第5のとおり。

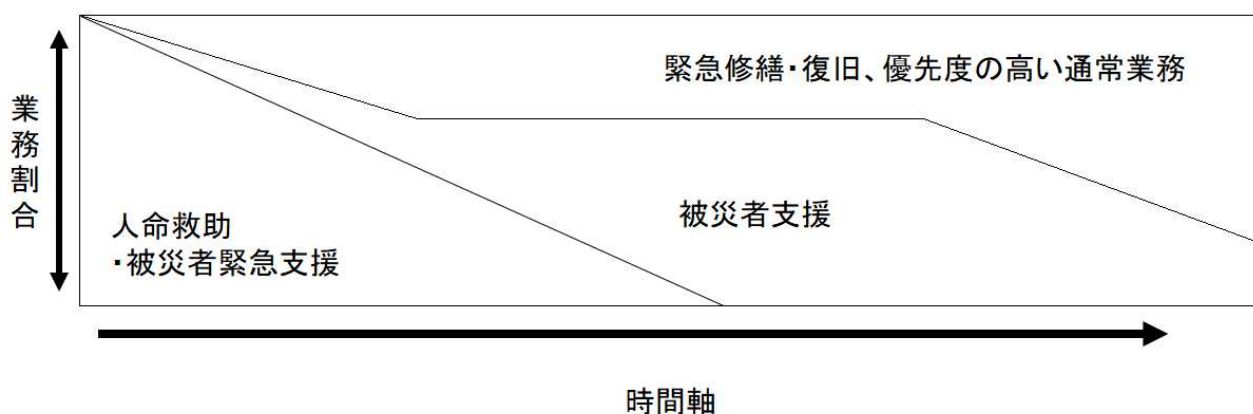
別表第5 発災に伴い対応が必要となる業務

	項目	分類	主な業務
非常時優先業務	災害応急対策業務	防災組織計画	組織計画、動員計画、広域応援の要請・受入れ、自衛隊に対する災害派遣要請、緊急消防援助隊に対する応援要請、災害対策要員の確保、災害ボランティアの受入れ
		情報応急活動	津波等地震関連情報の伝達、災害通信体制の確立、被害情報の収集・伝達、災害広報・広聴対策
		初動期の応急対策活動	水防応急対策、消火・救助・救急活動、救急医療対策、応急避難対策、緊急輸送対策、交通対策、ライフラインの緊急対応、公共施設等災害応急対策、農林水産業関係災害応急対策
		被災者救助対策活動	被災者救出活動、災害救助法の適用、避難所の開設・運営等、要配慮者支援対策、被災者生活支援対策、建築物・住宅応急対策、文教対策
	優先度の高い復旧業務	復旧応急対策活動	遺体の収容・処理及び埋葬、廃棄物処理対策、保健衛生活動、ライフラインの応急対策、交通の機能確保、環境保全対策、動物保護管理支援計画、義援金及び救援物資の募集・配分、被災者支援対策
	優先度の高い通常業務		上記業務に付随する通常業務
			災害発生時においても優先的に実施する通常業務

なお、これらの活動に必要な業務量は時間とともに変化すると考えられるため、優先的に対応すべき業務を決める際には、各業務を開始するタイミングも検討する必要がある。

時間軸に応じた業務の推移のイメージは、別表第6のとおり。

別表第6 時間軸に応じた業務の推移のイメージ



2 非常時優先業務の考え方

① 非常時優先業務設定の必要性

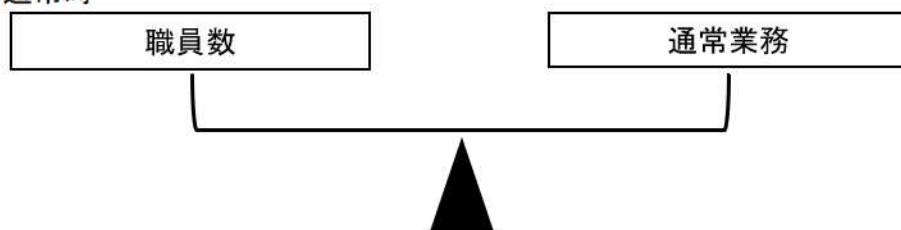
通常時においては、基本的に業務量に応じた必要な職員数を配置するため、業務量と職員数は均衡している。

しかしながら、南海トラフ巨大地震が発生した場合、緊急業務を優先して行う必要が生じる一方、職員も被災することが予想されることから業務量と職員数の均衡は大きく崩れることが想定される。

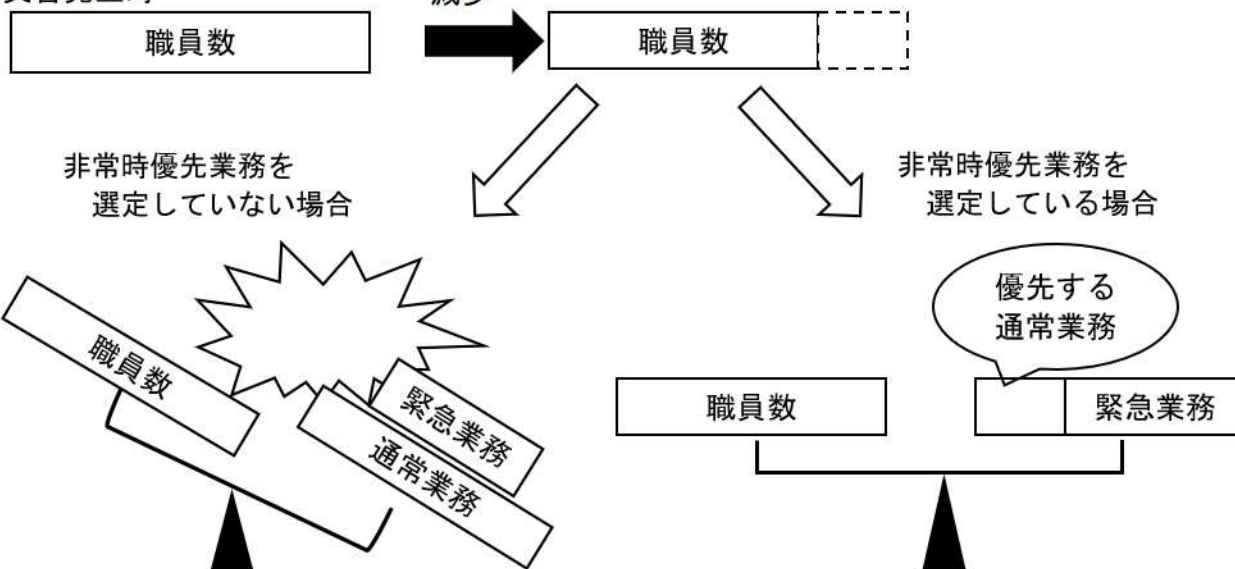
本計画では、災害発生により、職員数が不足する状況であっても、実施しなければならない業務を選定し、非常時優先業務としての位置付けを行い、迅速に災害対応を行うとともに、市民生活の回復に必要な業務を順次再開し、市としての機能の早期回復を図っていく。

(イメージ図)

○通常時



●災害発生時



② 非常時優先業務の抽出

本計画では、南海トラフ巨大地震が発生した場合における被害状況の想定から、緊急業務及び継続すべき通常業務に関し、1か月間に実施する必要のある非常時優先業務を時系列ごとに抽出する。

非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止し、非常時優先業務の実施に支障が生じないと判断した時点から優先順位を考慮し、順次実施する。

非常時優先業務の抽出は、部ごとに行う。

③ 非常時優先業務を抽出する際の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

非常時優先業務を抽出するための基本的な考え方は、東日本大震災、阪神淡路大震災等の被災経験のある市等における業務継続計画を参考に、次のとおりとする。

- 発災後3日までは、人命救助に関する業務を最優先する。
- 職員の安全を確保しつつ、災害対策本部機能を早期に確保する。
- 本計画を発動したときは、本計画で定めた非常時優先業務を優先的に実施し、それ以外の業務は休止する。
- 非常時優先業務の実施に支障がないと判断した場合は、それ以外の業務について、優先度を考慮し、順次実施する。
- 少しでも多くの職員が業務に従事できるよう、必要な支援を行う。

(2) 時間区分ごとの非常時優先業務の選定基準

大規模災害が発生した場合は、非常時優先業務を選定していても、別表第6のとおり時間の経過とともに、求められる業務内容が推移するものと想定される。

また、非常時優先業務の選定は、各部ごとに選定することになるが、市全体で効率的な職員配置を行う必要がある。

これらのことから、本計画では前述の基本的な考え方に基づき、別表第7のとおり、時間区分ごとに実施すべき非常時優先業務を選定する。

別表第7 時間区分ごとの非常時優先業務の選定基準

時間区分		選定基準（対応すべき主な業務）
第1フェーズ	地震発生から 6時間まで	・ 初動体制を確立するための業務（災害対策本部の確立等） ・ 人命救助、被災者の支援に係る業務（避難所等の開設、運営等） ・ 職員の被災状況の確認
第2フェーズ	6時間後から 24時間まで	・ 人命救助、被災者の支援に係る業務（継続） ・ 発災後24時間以内に着手しなければ、被災者及び社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先して実施する業務 ・ 職員が業務に従事できるための体制整備
第3フェーズ	24時間後から 72時間まで	・ 人命救助、被災者の支援に係る業務（継続。72時間までは最優先業務） ・ 発災後72時間以内に着手しなければ、被災者及び社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先して実施する業務
第4フェーズ	72時間後から 1週間まで	・ 発災後遅くとも7日以内に着手しなければ、被災者及び社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先して実施する業務 ・ 被災者の健康管理に関する業務
第5フェーズ	1週間後から 2週間まで	・ 発災後1週間を超え1か月以内に着手しなければ、被災者及び社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすため、優先して実施する業務（このうち特に優先度の高い業務については、2週間までに開始）
第6フェーズ	2週間後から 1か月まで	

3 非常時優先業務（時間区分ごとの基本的な考え方）

設定した6つのフェーズごとに、非常時優先業務の基本的な考え方と主な開始業務を整理する。

第1フェーズ

☆ 基本的な考え方

- ・ 地震災害から市民、職員を守る。
- ・ 火災・津波等の二次災害から市民を守る。
- ・ 災害対策体制を早期に確立する。

○ 主要開始業務

- ・ 初動体制を確立する。
- ・ 職員の安否を確認する。
- ・ 被害状況を確認する。
- ・ 被害状況、市民の生命を守るための情報、安全確保のための情報等を発信する。
- ・ 消火活動、人命救助を開始するとともに救護所を設置する。
- ・ 避難誘導を行うとともに避難所を開設する。
- ・ 広域応援の要請を行う。
- ・ 各ライフラインの被害状況を把握し応急対応を開始する。
- ・ 緊急交通路の状況を把握し交通規制を実施する。

※ 通常業務は、原則全て停止する。

第2フェーズ

☆ 基本的な考え方

- ・ 人の生命を救う。
- ・ 火災・津波等の二次災害から市民を守る。（継続）

○ 主要開始業務

- ・ 飲料水・食料・生活物資を確保し供給する。
- ・ 避難者数を確認する。
- ・ 行方不明者を把握する。
- ・ 遺体安置場を決定するとともに棺やドライアイスを確保する。
- ・ ごみ処理場、斎場等の市関連施設の被害状況を確認する。
- ・ 仮置場を選定する。
- ・ 公共ヘリポートの被害状況を把握し、臨時ヘリポートを設置する。
- ・ 二次災害の防止のため必要な措置を講じる。
- ・ 緊急交通路の確保のための作業を開始する。

※ 緊急業務に必要な通常業務を開始する。

第3フェーズ

☆ 基本的な考え方

- ・ 人の生命を救う。(継続)
- ・ 被災者の生活を支援する。

○ 主要開始業務

- ・ 本庁舎・各行政局内の避難状況、被災状況を確認し、人員体制を再編する。
- ・ 広域応援の受入れを開始する。
- ・ ボランティアの受入れ体制の整備を開始する。
- ・ 被災者の生活情報を収集し伝達する。
- ・ 必要な医療機関への搬送を開始する。
- ・ 要介護者等を福祉避難所等へ搬送する。
- ・ 避難所等の被災者の健康管理を行う。
- ・ し尿・廃棄物の処理を開始する。
- ・ 行方不明者の把握・捜索を行う。
- ・ 遺体の埋火葬をする。
- ・ 災害廃棄物の処理を開始する。

※ 被災者生活支援のための通常業務を開始する。

第4フェーズ

☆ 基本的な考え方

- ・ 被災者の生活を支援する。(継続)

○ 主要開始業務

- ・ 市外避難者へ情報提供を行う。
- ・ ボランティアの受入れを開始する。
- ・ 要配慮者への福祉サービスを開始する。
- ・ 各ライフラインの復旧作業を開始する。
- ・ 災害廃棄物処の処理方針や処理実行計画を策定する。
- ・ 仮設住宅必要量の把握・建設用地を選定する。
- ・ り災証明発行の準備を開始する。

※ 被災者生活支援のための業務の本格実施及び行政機能回復のための準備を開始する。

第5フェーズ

- ☆ 基本的な考え方
 - ・ 被災者の生活を改善する。
 - ・ まちを復旧するための準備を行う。
- 主要開始業務
 - ・ 避難所の自主運営を開始する。
- ※ 復旧のための準備を開始するとともに窓口行政機能の段階的な回復を行う

第6フェーズ

- ☆ 基本的な考え方
 - ・ まちを復旧する。
- 主要開始業務
 - ・ 応急仮設住宅の建設を開始する。
- ※ 通常業務の段階的な回復を行う。

4 各部の非常時優先業務

各部の非常時優先業務は、別冊「田辺市非常時優先業務 一覧」のとおりである。発災直後各部等は、「田辺市地域防災計画」に定められた各部・班の事務分掌に基づき、緊急業務を実施し、フェーズごとに定めた通常業務を順次開始する。

なお、各部の非常時優先業務は、定期的に見直しを行う必要があることから、別冊とする。

また、担当外の職員の応援が円滑に行うことのできるよう、非常時優先業務については、マニュアルを作成する。

5 非常時優先業務の実施

① 非常時優先業務体制における職員の再配置

非常時優先業務体制においては、被災している職員もいることが想定され、また、通常業務時に合わせた職員配置では非常時優先業務を実施することが困難なことが予想される。そのため、参集した職員に応じ、災害応急対策業務においては対策本部各部において、優先度の高い通常業務については、通常業務時の各部において、適時適切な職員の再配置を行う必要がある。

職員の再配置については、

- 1 各課内での調整
- 2 各部内・各行政局内での調整
- 3 各部・各行政局間での調整

の順で実施する。

ただし、専門的な知識を有する職員等の再配置については、状況を鑑み判断する。

② 市民への広報

本計画に基づき、非常時優先業務へ移行した場合は、市民へのサービスの提供に大きな影響を与えることとなるため、あらかじめ本計画の周知に努めるとともに、発災後可能な限り速やかに、市民に対して停止業務等について広報する。

Ⅳ 業務継続計画に係る現状と対応策

1 人的資源の確保

① 非常時優先業務体制における職員の参集基準

職員は、ガイドラインに基づき、これまで経験したことがないような強く長い揺れを感じたら、大津波を想定し行動する初動対応を行うものとする。

② 参集可能人数の設定

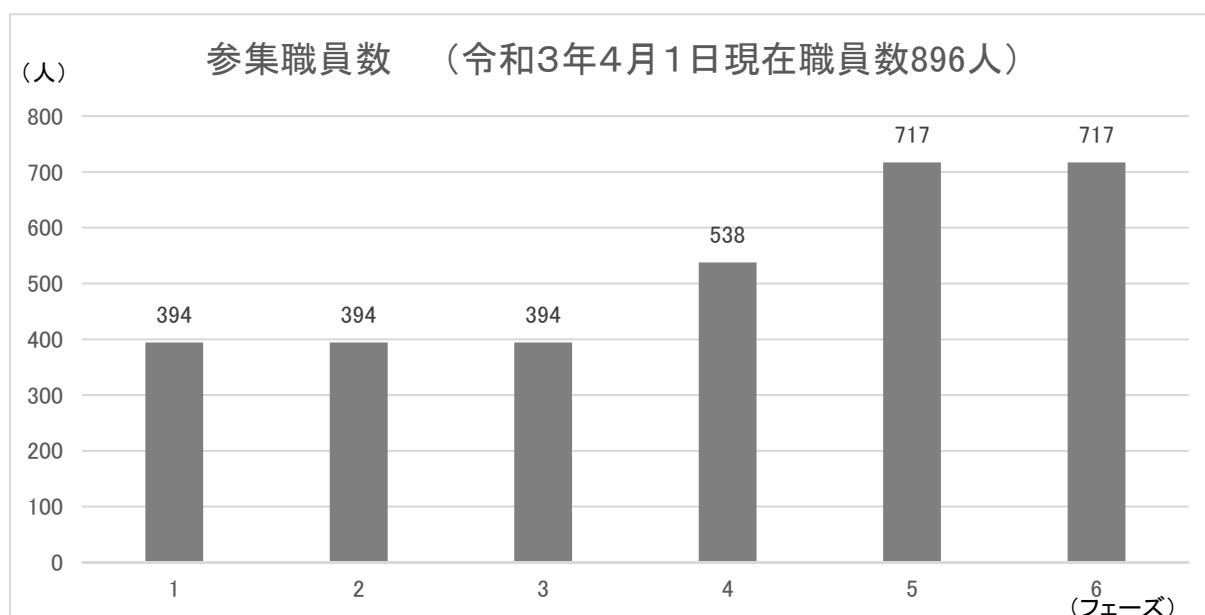
南海トラフ巨大地震が発生した場合における職員の参集職員数についてはⅡ-3「被害状況の想定」で記載しているが、各フェーズにおける参集職員率及び参集職員数は、別表第8及びグラフー1のとおりである。

なお、業務時間内に発生した場合については、Ⅱ-4「本庁舎・行政局の被害状況の想定」のとおり、建物の被害により、相当数、被災する職員も生じることが想定されるため、業務に当たることができる職員数は、以下と同様と想定する。

別表第8 各フェーズにおける参集職員率

フェーズ	1	2	3	4	5	6
参集率	44%	44%	44%	60%	80%	80%

グラフー1 各フェーズにおける参集職員数



③ 対応策

(1) 通常時からの備え

ア 職員の通常時からの取組

- ・ 災害時における職員自身及び家族の安全確保のための行動を事前に定める。
- ・ 災害発生を想定した自宅からの参集手段、ルートを確認しておく。
- ・ 参集時に必要な物資等を事前に準備しておく。

イ 円滑に非常時優先業務を実施するための取組

- ・ 非常時優先業務については、応援職員が円滑に実施できるよう、事前に業務マニュアルを作成するとともに、発災時の関係者との迅速な連絡調整のために緊急連絡先を整理しておくこと。
- ・ 職員の安否確認方法について、各課で事前に決定しておく。
- ・ 職員は家族の安否確認方法について、家族間で事前に決めておく。
- ・ 非常時優先業務に従事する職員の食糧等を事前に確保するとともに、家族への支援方法等を事前に検討しておく。

ウ 応援職員等の受入れの事前準備

- ・ 他自治体、他機関、団体等からの応援を円滑に受入れができるよう、「田辺市受援計画」を策定し、適時見直しを行う。

(2) 初動体制の確立

ア 災害対策本部

- ・ 「田辺市地域防災計画」に基づき、災害対策本部体制を速やかに確立するものとするが、体制が確立するまでの間は、参集職員により、災害対策本部機能を維持する。

イ 職員配置

- ・ 災害発生後72時間は、人命救助・生命の安全確保を最優先することから、必要に応じ、「田辺市地域防災計画」で定められた担当業務と異なる業務へ配置する。

(3) 応援の受入れ

- ・ 「田辺市受援計画」に基づき、他自治体、他機関、団体等からの応援職員、ボランティア等を受け入れ、配置するとともに、職員の再配置を行う。

2 業務執行環境の確保

業務継続に必要な資源が不足している場合には、現状を確認した上で、代替手段や対策等について、検討を進めることとする。

① 庁舎

(1) 現状

市の庁舎についての現状は以下のとおりであり、想定されるリスク等の事由により、使用できなくなるおそれがある。

庁舎	建築年	構造	耐震性	階数	リスク
本庁舎	S 45	R C	なし	5	地震・津波・洪水
庁舎別館	S 63	R C	新耐震基準	4	津波・洪水
社会福祉センター	S 59	R C	新耐震基準	4	津波・洪水
庁舎第2別館	S 54	S	なし	3	地震・津波・洪水
市民総合センター	S 44/47	R C	なし	4/2	地震・津波・洪水
龍神行政局	H 5	R C	新耐震基準	4/B1	土石流
中辺路行政局	S 59	R C	新耐震基準	3	土石流
大塔行政局	H 5	R C	新耐震基準	4	急傾斜地崩壊
本宮行政局	H 7	R C	新耐震基準	3	洪水

(2) 対策

「Ⅱ 被害想定 6. 災害対策本部及び支部の代替場所の想定」において挙げた施設を、代替施設として確保するものとする。また、代替施設として実際に利用することを想定した施設利用計画の策定を検討するものとする。

(代替施設)

庁舎	代替施設
本庁舎等	スポーツパーク ごみ処理場
龍神行政局	龍神市民センター
中辺路行政局	中辺路コミュニティセンター 中辺路保健センター・福祉センター
大塔行政局	大塔健康プラザ
本宮行政局	本宮中学校

(代替施設の現状)

庁舎	建築年	構造	耐震性	階数	リスク
スポーツパーク	H26	RC・S	新耐震基準	2/B1	急傾斜地崩壊
ごみ処理場	H8	RC	新耐震基準	5	急傾斜地崩壊
龍神市民センター	S50	RC	耐震補強済	3	土石流・急傾斜地崩壊
中辺路コミュニティセンター	S47	RC	耐震補強済	2/B1	土石流
中辺路保健センター・福祉センター	H6	RC	新耐震基準	2	なし
大塔健康プラザ	H15	S	新耐震基準	2	急傾斜地崩壊
本宮中学校	H11	RC	新耐震基準	1	急傾斜地崩壊

② 通信手段

(1) 現状

市における庁内ネットワーク環境は、職員が業務で使用するメールや内部情報ソリューションを配置した「LGWAN接続系（LGWAN系）」と、特定個人情報、住民情報などの個人情報や機微情報を取り扱う業務システム群を配置した「個人番号利用事務系（マイナンバー系）」と、唯一インターネットに接続することができる「インターネット接続系（インターネット系）」に分割されている。市通信ネットワークは、光ファイバーによる有線通信を基本とし、主要施設についてはバックアップ回線として無線通信を整備している。

また、電話回線については、各施設において一定の固定電話回線に加え、庁内ネットワークを使用した施設間内線電話網を保有している。また、携帯電話・衛星携帯電話についても、一定数保有している。

(2) 対策

市通信ネットワークは、有線通信及び無線通信により冗長化を図っているが、回線や通信量の関係から冗長化が実現していない施設も存在する。業務継続を考慮した災害時の通信手段確保を早急に進める必要がある。

電話回線について、災害時優先電話回線の確保に留意するほか、多様な手段による通信手段の確保について、検討をするものとする。

③ 文書（データ）

(1) 現状

各種システムなどのデータについては、必要に応じてバックアップなどの手段を講じているところである。

また、重要な紙文書については、各課において、安全の確保に努めることとしているところである。

(2) 対策

非常時優先業務の業務マニュアルの作成時において、必要なデータのバックアップ状況や、それが代替施設において利用できるかどうかを確認し、それが十分でない場合は、必要な対策を講じること。

また、非常時優先業務に必要な紙文書がある場合は、被災のリスクが少ない施設への移転、電子化した上でのバックアップなど、適切な安全対策を講じること。

④ 重要道路

(1) 現状

南海トラフ地震に伴う津波浸水や風水害等による大規模な道路災害に対して、災害発生時には救助・救急・消火活動及び避難者への物資供給等に必要な人員及び物資等の緊急輸送を確実に実施するため、高速道路をはじめとする幹線道路及びこれらの道路と行政機関、港湾、空港又は災害医療拠点などの防災拠点とを連絡する道路を「緊急輸送道路」として県が指定し、国道、県道及び市道その他の道路において、行政機関及び関係業団体等の連携・協力による道路規制や道路啓開を行うこととしている。

(2) 対策

通常時から、災害発生時における道路啓開について、道路啓開計画の検討や情報伝達訓練等を実施するなど、関係機関との連携強化を図る。

⑤ 搬送

(1) 現状

緊急輸送拠点の運營業務（支援物資等の集積・管理・仕分け・配送）は、被災者の生活支援の根幹となる業務であるが、迅速に被災者のもとへ物資を配送するのは行政のみの力では容易ではない。

(2) 対策

緊急輸送拠点運営の各業務について、民間運送事業者等との協定締結や官民連携による具体的な運営方法等の協力体制の確立を推進する。

⑥ 資機材・用品等の確保

(1) 現状

全庁レベルで見ると、通常の業務に応じた消耗品等（コピー用紙やトナー等の事務用品及び簡易修繕等に備えた資機材）が、一定程度確保されている状況であるが、代替施設においては限定的である。

(2) 対策

非常時優先業務の実施には、消耗品等の確保が必要になるが、災害発生時は消耗品の補充が困難な場合もあるため、代替施設においても、一定の在庫を確保していく必要がある。また、緊急業務の遂行のための資器材（ヘルメットや手袋など）についても、定期的にメンテナンスを実施し、使用に支障のないように準備しておくことが必要である。

⑦ 非常用電力（非常用自家発電設備）

(1) 現状

庁舎	燃料の種類	稼働時間 (時間)	備考 (給電範囲等)
本庁舎	A 重油	25	防災まちづくり課内その他 一部の照明・非常用電源
(新庁舎)	軽油	72	一部の照明・非常用電源
龍神行政局	軽油	4	庁舎内の一部
中辺路行政局	軽油	4	一部の照明・非常用電源
大塔行政局	軽油	12	電話交換機及び総務課の照 明・電源
本宮行政局	軽油	4.5	一部の照明・非常用電源

代替施設の状況については、次のとおり。

代替施設	燃料の種類	稼働時間 (時間)	備考 (給電範囲等)
スポーツパーク	軽油	41.1	非常用電源
ごみ処理場	—	—	—
龍神市民センター	—	—	—
中辺路コミュニティセンター	軽油	4	中辺路行政局から供給
中辺路保健センター・福祉セ ンター	—	—	—
大塔健康プラザ	—	—	—
本宮中学校	—	—	—

(2) 対策

ア 電力供給の優先順位を事前に明確化

非常用電源が稼働した場合は、通常よりも電力の供給に制限がかかるため、被災情報の収集・集約等の業務に必要なサーバーやOA機器、災害対応に必要な部屋に電力が供給されるよう事前に優先順位を明確にしておく。

イ 燃料の確保等

非常用電源の定期的な試運転を実施するほか、燃料の調達及び備蓄方法を検討する。また、非常用電力の確保ができていない市有施設について、太陽光などの再生可能エネルギーと蓄電池を組み合わせるなど、脱炭素の取組と併せて対策を検討する。

庁舎	対策
本庁舎	新庁舎において対応
龍神行政局	電源確保の充実を図るため、非常用発電機の大型化や、携帯電話等が充電できるポータブル電源の確保を検討
中辺路行政局	電源確保の充実を図るため、非常用発電機の大型化や、携帯電話等が充電できるポータブル電源の確保を検討
大塔行政局	2階全体の電源を確保するため、非常用電源の大型化を検討
本宮行政局	長期間の停電に備え、連続運転が可能な自家発電機の導入を検討

代替施設	対策
スポーツパーク	—
ごみ処理場	自家発電設備等の導入について検討
龍神市民センター	自家発電設備等の導入について検討
中辺路コミュニティセンター	(中辺路行政局における検討に含む。)
中辺路保健センター・福祉センター	自家発電設備等の導入について検討
大塔健康プラザ	自家発電設備等の導入について検討
本宮中学校	自家発電設備等の導入について検討

⑧ 執務環境

(1) 現状

市では、災害発生後も速やかに非常時優先業務に従事可能な執務環境の確保、また、庁舎からの避難が必要な場合において、安全な避難経路の確保という観点から、必要に応じて書棚、ロッカー等の固定を取り組むこととしている。

なお、災害発生時において庁舎等が被災し施設が使用できない場合の代替施設や代替スペースについても検討を進めているが、通常時と同規模の執務面積を確保することは困難である。

(2) 対策

書棚、ロッカー等の固定について、対応できていない部署については、早急に実施を検討する。

また、代替施設において、十分なスペースが確保できない場合においては、他の市施設や県、国等の公共施設、更には民間施設の利用についても、検討するものとする。

⑨ 食料・飲料水、簡易トイレ、毛布等の備蓄

(1) 現状

災害発生時における各業務に従事する職員の食糧・飲料水、簡易トイレ、毛布等については、十分に確保できていない。（ガイドライン及び地域防災計画では、3日から1週間程度の備蓄を確保することとしている。）

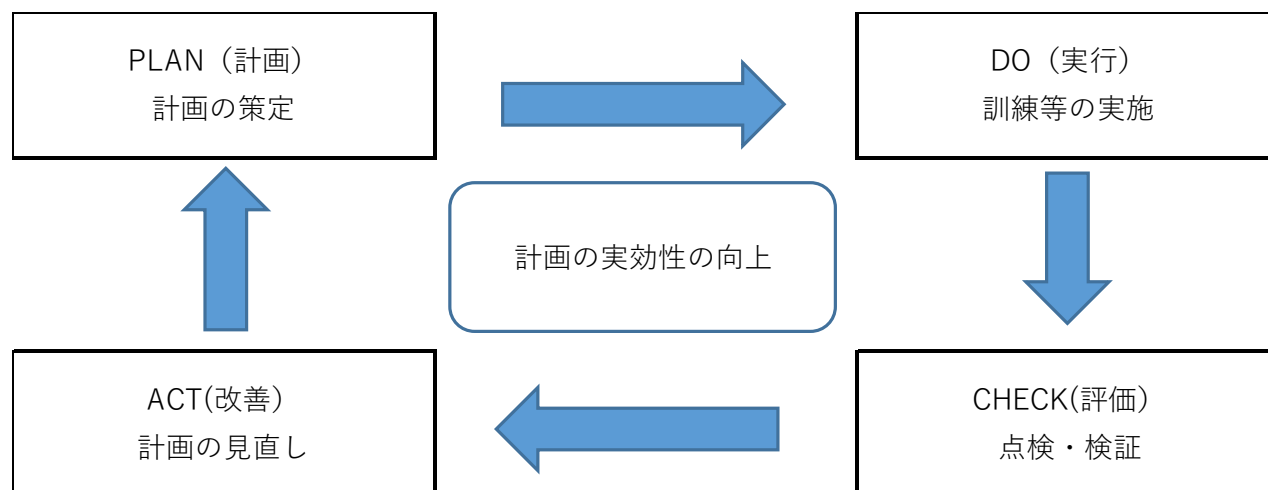
(2) 対策

本庁舎等の安全性が確保できていない現状、備蓄場所を含めて検討を行うことが必要である。なお、新庁舎において、3日分程度の備蓄ができるよう、検討を進めることとする。

V 実効性のある業務継続計画のための取組

1 業務継続計画の継続的な改善

本計画は、災害に関する様々な新しい知見や市関連施設の整備状況、各種訓練等を踏まえ定期的に計画の点検・是正を継続して行うことにより、実効性を高めていく。



PDCA導入の目的	業務継続計画の策定のみならず、計画の進行管理、庁内への定着・習熟や継続的な改善を行うことを目的とする。
PLAN(計画)	業務継続計画の基本方針の決定、非常時優先業務の選定、個別対策の立案、業務継続計画の策定等
DO(実行)	業務継続計画で定められている対策事項(事前準備)の実施、業務継続計画の訓練等
CHECK(評価)	訓練等を踏まえた改善点の抽出、社会基盤等の変化に対応した見直し、上位計画・関連計画との整合性の点検、市関連施設・設備更新に伴う見直し等
ACT(改善)	CHECKの結果を踏まえた計画内容(基本方針や非常時優先業務等)の改定

2 訓練等

本計画の実効性を高めるためには、前記のとおり、P D C Aを実施することが必要となる。P D C Aの「D o」の役割を担う訓練を、内閣府手引きで示された訓練を参考に実施する。

訓練形式	業務継続に資する観点
【実動訓練】	
職員の安否確認訓練及び参集訓練	・安否確認や参集に係る課題を把握するため、開催する曜日・時間帯を様々な条件で実施する。 ・抜き打ちで実施する。 ・緊急連絡（安否確認）で災害伝言ダイヤル 171 や web171 を利用する（毎月 1 日、15 日や防災週間等に体験が可能）。 ・近隣の職員の徒歩登庁及び代替場所への参集訓練 ・徒歩帰宅訓練
避難訓練	・地震・津波を想定し、施設外等への職員の避難や来客等の避難誘導を実施する。
消防訓練	・火災の発生を想定し、初期消火活動や 119 番通報を実施する。（特に、消火器の操作、放水等は実体験が大切。消防署に依頼すれば、訓練の評価を受けられる。）
災害対策本部の設置・運営等訓練	・本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで本部設置・運営を行う。 ・第一順位に指定された指揮命令権者が参集できない状況を想定し、代行者が指揮を執る。 ・代替庁舎において対策本部を設置する。
代替庁舎への移転訓練	・非常時に予想される手段で代替庁舎へ移転する。 ・代替庁舎の稼働開始に関わる手順を確認する。
非常用発電機の稼働訓練、通信・情報システムのバックアップ切替訓練	・代行者が対応する。 ・単純な稼働訓練に止まらず、外部関係者（設備メーカー、システムベンダ等）と実際に連絡が必要となる状況を取り入れる。
庁舎の安全確認訓練	・専門知識を有する職員が不在の状況を想定する。
【図上訓練】	
広報の訓練（広報内容、表現、発表の仕方等）	・代行者が広報対応を行う。 ・代替拠点での広報対応を想定する。
非常時優先業務等の実施訓練	・参集評価に基づく参集状況を想定した要員で対応する。 ・代行者が対応する。 ・防災関係機関の被災や連絡の途絶を想定する。 ・本来の要員が一定割合しか参集できない状況を想定し、限られた要員のみで対応する。 ・拠点や設備等に関して、代替手段を利用する。 ・目標時間に対応できるか等を検証
防災関係機関との連絡訓練	・通常利用しない手段（災害時優先電話や衛星携帯電話等）を利用して連絡する。 ・防災関係機関の代替拠点に連絡する。 ・共通した被害想定、タイムラインを基に行う。